平成２７年（フ）第１０１号
兵庫県明石市西明石南町３丁目３番25―303号
債務者　井上　佑允
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
兵庫県明石市魚住町清水2362番地の176　サンパレスⅡ203号、前住所兵庫県明石市西明石町２丁目16番14号
債務者　加納　祥太
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
兵庫県明石市鳥羽1559番地　レオパレス沢野206号
債務者　淺尾　　悟
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
神戸市西区竜が岡２丁目１番地の１　Ｃｉｅｌｉ202号
債務者　久住　恵美（旧姓松田・坂上）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
佐賀県唐津市和多田天満町１丁目３番８号
債務者　中島　祐樹
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２７号
佐賀県唐津市町田１丁目５番９号
債務者　林　　昭雄
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第７８３号
神戸市垂水区西舞子９丁目21番23―403号
債務者　木下　　章
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１１号
神戸市東灘区御影塚町２丁目20番９号　上田ハイツ１号
債務者　森本　賢一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６０号
神戸市長田区東尻池町２丁目10番21号サンハイツヤナガワ２－Ｂ
債務者　但馬　英二
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１号
川崎市多摩区三田４丁目12番地２　メゾンドゥローヌ104
債務者　吉野　香司
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
青森県弘前市大字高田２丁目14番地10　ロワイヤルユウ高田101号、申立て時の住所青森県弘前市大字中野３丁目４番地24　コーポラス中野203号
債務者　加藤めぐみ
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７０号
神奈川県横須賀市太田和２丁目８番10号　コスゲコーポ201
債務者　松崎冨美生
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２８号
神奈川県厚木市妻田西１丁目18番５―101号
債務者　浅井　昭宏
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１３号
沖縄県浦添市港川１丁目22番２―202号　山城マンション
債務者　末吉ひろみ
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７９号
熊本市東区東町３丁目６番23―17号　県営住宅23―17
債務者　吉津　法子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１６号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3613番地２
債務者　石坂　逸江
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１０号
熊本市中央区水前寺３丁目10番27号、前住所岡山県倉敷市西富井1363番地30　レジデンス古城Ａ202
債務者　大神　由貴
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係